

香川県営業時間短縮協力金(第8次)早期支払い分【申請受付要項】(概要)

協力要請対象地域：高松市以外の地域（香川県内）

【受付期間】

令和3年9月27日（月）から令和3年10月5日（火）まで(当日消印有効)

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業時間短縮協力金事務局や県庁への持参による申請はできません。

<宛先> 〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業時間短縮協力金(第8次)事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金 第8次」を検索して、必要書類をダウンロードしてください。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町（高松市を除く）の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせください。

香川県営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 087-825-5535

開設期間：令和3年9月27日（月）～10月5日（火） 9時～17時30分（平日のみ）

協力金の不正受給は犯罪です！！ 適正な申請をお願いします。

この協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・P. 1～P. 5
記載例・・・P. 6～P. 12

香川県営業時間短縮協力金(第8次)早期支払い分【申請受付要項】

令和3年9月24日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和3年9月13日(月)午前0時から9月30日(木)午後12時までの営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただける高松市以外の地域(香川県内)の飲食事業者の皆様、香川県営業時間短縮協力金(第8次)(以下「協力金」という。)の一部を早期にお支払いするものです。

2 支払い対象・支払い要件

【支払い対象】

高松市以外の地域(香川県内)において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う中小企業又は個人事業主であって、第1次から第4次までのいずれかの香川県営業時間短縮協力金の支払いを受けている方が対象です。大企業は、早期支払いの対象となりません。

ただし、支払い対象外となる場合がありますので3ページをご覧ください。

協力金早期支払い分の対象とならない方や協力金早期支払い分の申請を行わない方については、令和3年10月中旬以降に申請の受付をさせていただきます。詳細は別途案内いたします。

【支払い要件】

- 令和3年9月13日(月)午前0時から9月30日(木)午後12時までの営業時間短縮の協力要請期間を通して、次の①及び②の要件を満たすこと
 - ①営業時間を、9月13日(月)から9月24日(金)までの期間は午前5時から午後8時までの時間帯内とし、9月25日(土)から9月30日(木)までの期間は午前5時から午後9時までの時間帯内とすること
 - ②酒類の提供を、9月13日(月)から9月24日(金)までの期間は午後7時までとし、9月25日(土)から9月30日(木)までの期間は午後8時までとすること
- ※ 1日でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。
- ※ 通常の営業時間が午前5時から午後8時まで(9月25日(土)以降は午後9時まで)の時間帯内の場合は協力金の支払い対象となりません。
- 協力要請期間において営業時間短縮を実施して、協力金支払いの対象となる日数が9日以上見込まれること
 - ※ 営業時間短縮の協力要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
 - ★ 営業時間短縮の協力要請前に「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」であった店舗については、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能としていますが、「通常営業」を行った日は、協力金支払いの対象となりません。
 - ★ なお、9月13日(月)から9月24日(金)までの協力要請期間は9月8日(水)までに、9月25日(土)から9月30日(木)までの協力要請期間は9月21日(火)までに、認証申請した店舗(申請を取り下げた場合を除く)については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能としており、協力金の取扱いについても認証店と同様となります。

- ・ 申請する店舗すべてで営業時間短縮の要請期間の開始日（9月13日）より前に1日以上営業期間があり、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること
 - ・ 第8次の営業時間短縮の協力要請期間が終了した後に受付を開始する本申請を、売上高方式（※）による算定で、必ず行っていただけること
- ※ 売上高方式とは、協力金を算定する際に前年又は前々年の1日当たりの売上高に基づいて協力金の額を算定する方式のこと

3 早期支払い額

- ・ 協力金早期支払い分の支払い額は、1店舗ごとに定額22万円です。
- ・ 1事業者が、対象となる店舗を複数営業している場合、定額22万円×支払い要件を満たした店舗数が早期支払い額となります。

【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。
なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種（具体例）	① 又は ②の <u>いずれか</u> を満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 (飲食店)		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ・ 会社役員及び個人事業主本人
- ・ 日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）

【支払い対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

- （ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないとし事が認める者

（※）香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象となりません。

- （エ） 既にこの協力金（第 8 次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第 8 次）の支払いは 1 店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。ただし、早期支払い分と本申請分は、あわせて 1 回とします。）
- （オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- （カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- （キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

(1) 香川県営業時間短縮協力金（第8次）早期支払い分申請書 【記載例 P. 6～7】
<ul style="list-style-type: none">・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可）・複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに「別紙1」を作成し、全店舗分をまとめて記載して提出してください。
(2) 店舗ごとの協力内容について（別紙1）【記載例 P. 8～9】
<ul style="list-style-type: none">・店舗ごとに作成してください。・対象となる店舗の営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して、有効であることが必要です。
(3) 誓約書【記載例 P. 10】
<ul style="list-style-type: none">・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。
(4) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書【記載例 P. 11】
<ul style="list-style-type: none">・申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。・申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。・複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。
(5) (該当者のみ) 協力金の振込口座の通帳等の写し
<ul style="list-style-type: none">・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。・第1次から第4次の協力金までと同一口座への振込の場合は添付を省略できますが、異なる口座を指定する場合は必ず添付してください。
(6) チェックリスト【記載例 P. 12】
<ul style="list-style-type: none">・提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果については、申請書の所在地又は住所あてに送付します。

6 協力金早期支払い分の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンハチジジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 本申請

- ・ 協力金早期支払い分の申請をされた事業者の方は、令和3年10月中旬（予定）に、申請受付開始予定の第8次協力金の本申請が必要です。その際には、売上高方式により算定した協力金の金額から協力金早期支払い分（1店舗ごとに定額22万円）を差し引いた差額をお支払いします。
- ・ 本申請を行わない場合、また、下記の協力要請に協力していない等の事実が明らかになった際には、協力金早期支払い分は返還いただきます。さらに、違約金の支払いを請求する場合があります。

協力要請内容

- ・ 営業時間を、9月13日（月）から9月24日（金）までは午前5時から午後8時までの時間帯内とし、9月25日（土）から9月30日（木）までは午前5時から午後9時までの時間帯内とすること（その旨を店舗に掲示すること）
- ・ 酒類の提供を、9月13日（月）から9月24日（金）までは午後7時までとし、9月25日（土）から9月30日（木）までは午後8時までとすること（その旨を店舗に掲示すること）
- ・ 申請する店舗すべてで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること

8 関係書類の保管等

- ・ 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保管し、県から提出等の求めがあったときはこれに応じてください。

高松市以外の地域分

第8次（早期支払い分）
受付番号

第 次
受付番号

下記協力金のいずれかを受給済みであり、申請要件を満たす場合には、下記の□に✓を記入して下さい。

- 第1次協力金(4/7~4/20)を受給済
時短要請期間
- 第2次協力金(4/28~5/11)を受給済
時短要請期間
- 第3次協力金(5/12~5/31)を受給済
時短要請期間
- 第4次協力金(6/1~6/14)を受給済
時短要請期間

申請日	令和	3	年		月		日
-----	----	---	---	--	---	--	---

香川県知事 殿

香川県営業時間短縮協力金（第8次）早期支払い分申請書

香川県営業時間短縮協力金（第8次）早期支払い分について、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所 の所在地)	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	香川	都・道 府	丸亀	市	区 郡			
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル																
		法人名	株式会社〇〇																
		代表者職名	代表取締役社長	フリガナ	カガワ タロウ														
				代表者氏名	香川 太郎														
		常時使用する従業員数	25	人	資本金	3,000,000 円													
		主たる業種	(いずれかを○で囲んでください) 飲食業 ・ その他(具体的に)																
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3				
		フリガナ	カガワ ハナコ												担当者	0877-〇〇-〇〇〇〇			
		担当者氏名	香川 花子												電話番号				
	担当者メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇																	
	個人 事業主 の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒			-								都・道 府・県		市・区 郡			
		フリガナ													生年 月日	T. S. H. 年 月 日			
		氏名																	
電話番号		-												-					
	メールアドレス																		

記載例

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

8次（早期支払い分）
高松市以外の地域分

受付
番号

【協力金申請額】

協力金申請額 (22万円×申請店舗数)	440,000円
------------------------	----------

※ 早期支払い分の申請は、要請期間において営業時間短縮（臨時休業を含む。）を実施して、協力金支払い対象となる日数（定休日や予め決めていた店休日を除く。）が9日以上見込まれ、第8次協力金の本申請を、売上高方式による算定で、必ず行っていただける高松市以外の地域（香川県内）で飲食店又は喫茶店の営業を行う中小企業又は個人事業主であって、第1次から第4次までの協力金のいずれかの支払いを受けている方が対象となります。

申請店舗数 (営業時間短縮実施店舗数)	2	店舗
------------------------	---	----

※店舗ごとに【別紙1：店舗ごとの協力内容について】を作成してください。

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

香川県営業時間短縮協力金（第1～4次）までと同一口座への振込を原則としますが、異なる振込口座を指定する場合は必ず通帳等の写しを添付してください。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

店舗ごとに、別紙1を作成してください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

記載例

8次（早期支払い分）
高松市以外の地域分

受付
番号

【店舗ごとの協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記載してください

店舗 情報	フリガナ	カガワシヨクドウ										
	店舗名	香川食堂										
	所在地	〒	7	6	3	—	0	0	0	0	香川県	丸亀市
			〇〇町〇丁目〇—〇〇									
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル										
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇										
	営業許可 番号	高松市 以外	営業を許可した保健所名 <input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆									
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月										
電話番号	0877-〇〇〇-〇〇〇〇											

12時間制（午前・午後）
で記入してください

(※) 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」を提出してください。

営業時間	通常時(※1)	開始 午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後11:00	終了
	要請期間中(9/13~9/30)(※2)	①9/13~9/24まで 開始 午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後8:00	終了
酒類の提供時間 (酒類提供「無」の場合、 「提供なし」にチェック)	通常時(※1)	午後5:00 ~ 午後10:30	
	要請期間中(9/13~9/30)(※2)	①9/13~9/24まで 午後5:00 ~ 午後7:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし	②9/25~9/30まで 午後5:00 ~ 午後8:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし

(12時間制(午前・午後)で記入してください)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業する場合は、「全期間休業」と記入してください。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり(日曜日)	定休日は毎週日曜日であり、さらに、9月20日についても休業した場合。
--------	------------------------------------------------	------------------------------------

【要請に応じる日数(予定)】

※営業時間を短縮する予定の日には「○」を、休業する予定の日には「◎」を、定休日や要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。

※「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月8日(水)又は9月21日(火)までに認証申請のあった店舗(申請を取り下げた場合を除く)については、通常営業(協力金の対象外)を行う場合は、その日の欄に「通」を記入してください。

令和3年(2021年)9月																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
通	通	通	通	通	通	定	◎	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○

「かがわ安心飲食店認証制度」の認証
を取得しており、9月13日~18日は
通常営業を行った場合。

要請に応じる日数(予定) (「○」及び「◎」の日数) (最大18日) ※8日以下の場合は早期支払いの対象外	10日
----------------------------------------------------------	-----

店舗ごとに、別紙1を作成してください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

記載例

8次（早期支払い分）
高松市以外の地域分

受付
番号

【店舗ごとの協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください

店舗 情報	フリガナ	サヌキショクドウ											
	店舗名	讃岐食堂											
	所在地	〒	7	6	3	—	0	0	0	0	香川県	丸亀市	
		〇〇町〇丁目〇—〇〇											
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル											
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇											
	営業許可 番号	高松市 以外	営業を許可した保健所名									<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆	
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年												
電話番号	0877-〇〇〇-〇〇〇〇												

12時間制（午前・午後）
で記入してください

(※) 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」

営業時間	通常時(※1)	開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 11:00
	申請期間中(9/13~9/30)(※2)	①9/13~9/24 まで 開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 8:00 ②9/25~9/30 まで 開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 9:00
酒類の提供時間 (酒類提供「無」の場合、 「提供なし」にチェック)	通常時(※1)	午後 5:00 ~ 午後 10:30 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし
	申請期間中(9/13~9/30)(※2)	①9/13~9/24 まで 午後 5:00 ~ 午後 7:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし ②9/25~9/30 まで 午後 5:00 ~ 午後 8:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし

(12時間制(午前・午後)で記入してください)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業する場合は、「全期間休業」と記入してください。

定休日の有無 定休日あり(曜日) 定休日なし

【要請に応じる日数(予定)】

※営業時間を短縮する予定の日には「○」を、休業する予定の日には「定」を記入してください。
なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時まで
※「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月8日(水)又は9月21日(火)までに認証申請のあった店舗(申請を取り下げた場合を除く)については、通常営業(協力金の対象外)を行う場合は、その日の欄に「通」を記入してください。

定休日はなく、9月22日、23日が店休日として
予め決まっていたが、さらに9月24日~30日まで
休業する予定とした場合

令和3年(2021年)9月																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
○	○	○	○	○	○	○	○	○	定	定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

要請に応じる日数(予定) (「○」及び「◎」の日数)
(最大18日) ※8日以下の場合には早期支払いの対象外

16日

予約営業等の営業形態の場合は、過去の
同時期の実績に基づく記載も可能です。

【誓約書】

香川県営業時間短縮協力金（第8次）早期支払い分の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
(参考) 香川県補助金等交付規則
 第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- ・ 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日（9月13日）より前に1日以上営業期間があります。
- ・ 支給対象日数には、定休日や要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- ・ 令和3年9月13日（月）午前0時から9月24日（金）午後12時まで、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後7時までとしました。また、9月25日（土）午前0時から9月30日（木）午後12時まで、営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後8時までとします。なお、その旨を店舗に掲示します。
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っています。
- ・ 第8次の営業時間短縮等の要請期間が終了した後に受付を開始する本申請を必ず行います。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月21日までに申請のあった店舗（申請を取り下げた場合を除く）にあつては、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱の第11条に定める認証事業者の責務を遵守しています。
- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。
 - ① 既にこの協力金（第8次）の支給を受けた店舗
 - ② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
 - ③ 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
 - ④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和3年 10月 1日

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

記載例

8次（早期支払い分）
高松市以外の地域分

受付
番号

(※) 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】（店舗 No. __）

（所在地） _____

（名 称） _____

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、協力金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業時間短縮協力金（第8次）早期支払い分の申請を行います。

【理由】

<記載例>
香川花子は平成〇年〇月〇日に結婚（離婚）して名字が変わりました。
（旧）讃岐 花子 →（新）香川 花子

上記の内容について、証明します。

【申請者（※自署）】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地（個人事業主住所） _____

法人名（法人の場合のみ） _____

代表者名（個人事業主氏名） _____

【飲食店等営業許可を受けた者（※自署）】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地（個人事業主住所） _____

法人名（法人の場合のみ） _____

代表者名（個人事業主氏名） _____

電 話 番 号 _____

【チェックリスト】

記載例

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付
番号

8次（早期支払い分）
高松市以外の地域分

●申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

提出	【提出書類】（１）～（４）
	（１）香川県営業時間短縮協力金（第８次）早期支払い分申請書
<input checked="" type="checkbox"/>	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
<input checked="" type="checkbox"/>	全ての申請対象店舗について別紙を作成し、添付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	全ての申請対象店舗について営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。
<input checked="" type="checkbox"/>	全ての申請対象店舗について要請期間において、営業時間短縮（臨時休業を含む。）を実施して、協力金支払いの対象となる日数（定休日や予め決めていた店休日を除く。）が9日以上見込まれる。
<input checked="" type="checkbox"/>	既に第1次から第4次のいずれかの香川県営業時間短縮協力金を受給している。
	（２）誓約書
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。
	（３）（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書
<input type="checkbox"/>	申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合に申立書を添付している。
<input type="checkbox"/>	複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書を添付している。
	（４）（該当者のみ）振込口座の通帳等の写し
<input type="checkbox"/>	振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
<input type="checkbox"/>	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）